

【広告】
知って得する
税の寺子屋
 企画・制作/協宣通 ☎052(979)1600

Q 事業を始めて5年が経ちました。今回、初めて税務調査があるのですが、どうすればいいですか？何か用意するものはありますか？

A ●●●●●●●●●●●●●●●●●●
 ご質問の税務調査は、任意調査と言って、あなたの事業内容、帳簿の記載並びに法定証憑類の保存など現況確認と、もしも不備があれば是正指導することを主眼に行われます。

●●●●●●●●●●●●●●●●●●
 一般に税務調査に際し準備しておくべき書類等は、総勘定元帳、仕訳帳など会計帳簿、実際の取引内容や契約行為が確認できる請求書、領収書、納品書、契約書、議事録など、現金預金の入金記録した現金出納帳や預金通帳など、従業員の給与関係を確認する従業員名簿、給与台帳、タイムカードなど、事業に係る

すべてのものとなります。

税務調査手続が国税通則法に法定化されたことに伴い、平成25年1月1日以降開始する税務調査では、原則として、納税者に対し調査の開始日時・場所・対象税目・対象期間・確認資料等が税務署より事前に通知されます。

調査時に納税者にとって調査官からの質問に対し正確に回答することは難しいかもしれせん。そのような時には納税者から委任を受けた税理士なら、税理士法により納税者に成り代って主張や陳述など代理することができます。もしも税務調査に際し不安でしたら、お近くの税理士を頼ってみてください。

今回答えて頂いた先生



神谷 研氏
 神谷研税理士事務所
 (東海税理士会所属)

“赤ひげ事務所”と呼んでください。どんなことでも、「あっそうだ神谷にちょっと相談してみよう。頼んでみよう。」と頼れる身近で“便利な秘書”。“情報の宝庫”。インターネット会計、海外進出支援、他土業ネットワーク、特殊業種や決算予測会計、資産税にも明るい“安心”事務所です。
<http://kentax.gr.jp>

税理士 神谷 研

●東海税理士会所属

神谷研税理士事務所

安城市三河安城本町2-1-6 TEL:0526-31-1300 FAX:0526-31-1306

☎(0566) 77-2099